

〔相談役〕

- 8 条 1. この会に、相談役を置くことができる。
2. 相談役は、役員の同意を得て会長がこれを委嘱する。
3. 相談役は、会長の要請に応じて運営委員会及び例会に出席し意見を述べることができる。

〔総会・運営委員会・例会〕

- 9 条 1. 総会は、年 1 回開催する。
運営委員会は、役員をもって構成し随時開催する。
例会は、月 1 回程度開催する。
2. 会の議長は、会長がこれにあたる。

〔会費〕

- 10 条 この会の、会費は会員一人当たり年1,500円とする。

〔事業年度〕

- 11 条 この会の、事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

〔会則の改正〕

- 12 条 この会則に定めるものの他、必要事項が生じた場合は、役員が協議の上定める。

附 則

- 1 条 この会則は、平成12年 6 月23日から適用する。

平成13年4月14日 一部改正

平成18年5月20日 一部改正

平成24年5月12日 一部改正

附則 1 条の記録

平成13年 4 月14日 一部改正については改正箇所不明	
平成18年 5 月20日 一部改正	
〔役員〕 6 条〔3〕書記 3 名	〔役員〕 6 条〔3〕書記 2 名に改正。
役員の任期は、1 年とする。但し再任は妨げないが、2 年を限度とする。	役員の任期は、2 年とする。但し再任は妨げない。会長の任期は、2 年を限度とする。
平成24年 5 月12日 一部改正	
〔目的〕 この会は、日立市女性大学修了生が新たな自己実現と「元気で、人にやさしいまちづくり」を目指し、主体的に活動していくことを目的とする。	〔目的〕 この会は、「元気で、人にやさしいまちづくり」を目指し、主体的に活動していくことを目的とする。
〔会員〕 この会の、会員は日立市女性大学修了生及びこの会の目的に賛同するものによって構成する。	〔会員〕 この会の、会員は日立女性大学の修了生及びこの会の目的に賛同する女性によって構成する。